境事務所長に委任する権限を定める省令を次のよする法律第十六条の二第二項の規定により地方環の規定に基づき、農用地の土壌の汚染防止等に関四十五年法律第百三十九号)第十六条の二第二項 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和 十六条の二第二項の規定により地方環境事農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第平成十七年環境省令第二十五号 務所長に委任する権限を定める省令

展用地の土壌の汚染防止等に関する法律(以 ・ 「法」という。)第十三条第一項に規定する権限については、環境大臣が自 ・ 「法」という。)第十三条第一項及び第十四 ・ 「法」という。)第十三条第一項という。 うに定める。

この省令は、平成十七年十月一日から施行す附 則